

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金の交付に係る留意事項

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度の利用に際し、
ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金交付要綱(以下「要綱」という。)と
ともに、次の事項に留意してください。

また、手続きの方法は、
「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度申請の手引き」を参照してください。



第1 定義

留意事項において使用する用語の意義は次のとおりです。(要綱第2条)

用語	意義
補助金	ねぎとこんにゃく下仁田奨学金償還補助金 奨学ローンの返済に要した利息及び元金に対して補助
奨学ローン	下仁田町と連携金融機関で設計運用される本制度専用の奨学ローン 奨学生が高校大学等で修学するため、保護者等が連携金融機関から借入
奨学生	在学奨学生・・・高校大学等に在学している者 社会人奨学生・・・在学期間を終え、就労している者、又は主婦(主夫)で、下仁田町が住所地で居住する者
保護者等	子ども(奨学生)の親、又は親に代わり子を保護する義務のある者 下仁田町が住所地で居住しており、奨学ローンを契約する者
連携金融機関	下仁田町と奨学金に関する協定を締結した金融機関 群馬銀行、しののめ信用金庫、群馬県信用組合の各下仁田支店
高校大学等	学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校、若しくはこれらに準ずる教育施設及び養成所等で町長が認めるもの。ただし、大学院は除く。
主婦(主夫)	配偶者と子どもの両方、又は片方がいる者で、かつ、家事・育児を主にする者をいう。
町税等	町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

第2 補助対象者

補助対象者は次の事項に該当する必要があります。(要綱第3条)

区分	補助対象者の条件
在学奨学生の保護者等	① 保護者等に該当する者 ② 子どもが在学奨学生に該当する者 ③ 奨学ローンの利息を遅滞なく返済した者 ④ 保護者等が町税等を滞納していないこと
社会人奨学生の保護者等	① 保護者等に該当する者 ② 子どもが社会人奨学生に該当する者、又は次の「第3 補助対象期間」の条件に該当する者 ③ 奨学ローンの利息及び元金を遅滞なく返済した者 ④ 保護者及び社会人奨学生が町税等を滞納していないこと

第3 補助対象期間

補助対象期間は次の年限を上限とします。(要綱第6条)

区分	条件		補助対象期間
在学奨学生の 保護者等	①	高等学校 中等教育学校(後期課程)	3年間
	②	高等専門学校	5年間
	③	短期大学 専門学校等	2年間(卒業に要する最短年限が3年間の 場合は3年間)
	④	大学	4年間(医科薬科等は6年間)
	⑤	予備校	1年間
	⑥	その他町長が認めるもの	当該学校等の修業年限
	⑦	留年及び休学	最初の事由発生から1年間
※各学校等が定める教育課程を修了できる最短年限の内、在学期間及び 奨学ローン契約期間が補助対象			
区分	条件		補助対象期間
社会人奨学生の 保護者等	A	就職 下仁田町が住所地で居住	在学期間終了後から最長10年間 条件を満たさない期間は補助対象外
	B	主婦(主夫) 下仁田町が住所地で居住	在学期間終了後から最長10年間 必ず配偶者と子どもの両方、又は片方がい ること 条件を満たさない期間は補助対象外
	C	就職・主婦(主夫) 町外に転出、居住	在学期間終了後から最長3年間は補助対象 の権利を保持し、A又はBに該当した時点で 補助対象 権利保持期間は補助対象外 就職等せずに町外転出した場合は権利喪失
	D	求職 下仁田町が住所地で居住	在学期間終了から最長1年間 就職活動を継続的に行うこと 条件を満たさなくなった時点で権利喪失
	E	退学した年度の翌年度の 4月1日までに就職 下仁田町が住所地で居住	退学した年度は補助対象の権利を保持し、 翌年度4月1日から最長10年間 町外に居住していた場合、退学後60日以内 に転入し下仁田町に居住すること

	F	大学院生	大学院在学期間中は補助対象の権利を保持し、在学期間終了後に A 又は B に該当すれば補助対象 権利保持期間は補助対象外 借入を継続した場合は権利喪失
	<p>※各対象期間は、事由発生から1度限りであり、再度条件に該当しても補助対象外。ただし、条件 A と B が妊娠、出産、育児等で複数回該当する場合は、対象期間は継続する。</p> <p>※条件に該当しても、借入金の一括返済やその他事情により奨学ローン契約が終了した場合、契約期間は対象となるが、以降は補助対象外。</p>		

第4 町へ提出する書類

要綱により補助対象者が町へ提出する書類は次のとおりです。

手続き等	提出書類等
新規の登録 (要綱第7条)	① 利用申出書(様式第1号) ② 確認書(様式第2号) ③ 保護者等が属する世帯全員の住民票(写) ④ 保護者等の本人確認書類(写) ⑤ 合格通知書、入学許可書、在学証明書、学生証のいずれか(写)
〈ローン契約後〉	⑥ 奨学ローン契約に関する書類一式(写)
登録の取下げ (要綱第8条)	※書類の提出を要しませんが、 取下げる旨を速やかに企画課まで連絡してください。 また、利用申出書を提出した日の翌月末までに奨学ローン契約に関する書類が提出されない場合は、登録を取下げたものとみなします。
登録の変更 (要綱第9条) (要綱第11条)	① 登録内容変更届(様式第4号) ② 変更内容が確認できる書類(写)・・・様式第4号の裏面参照 ※進学や転職等により学校や職場が変わった場合や、町外に転出した場合、主婦(主夫)になった場合等、登録内容に変更が生じたときは速やかに提出してください。
補助金の申請 (要綱第11条)	在学奨学生区分【在学期間終了時の、在学期間の補助金の申請】 ① 交付申請及び実績報告兼請求書(様式第6号) ② 保護者等が属する世帯全員の住民票(写) ③ 保護者等の本人確認書類(写) ④ 保護者等が町税等を滞納していないことの証明書【完納証明書】(写)
実績報告 (要綱第14条)	⑤ (群馬銀行利用者)金融機関が発行する「奨学ローン利用証明書」(注) (その他の金融機関利用者は、金融機関から直接企画課へ提出されます)

補助金の申請 (要綱第11条)	社会人奨学生区分【 毎年の補助金の申請 】 ① 交付申請及び実績報告兼請求書(様式第6号) ② 保護者等及び社会人奨学生の属する世帯全員の住民票(写) ③ 保護者等の本人確認書類(写) ④ 保護者等が町税等を滞納していないことの証明書【完納証明書】(写) ⑤ (求職中の場合)求職活動をしていることを証明できる書類 ⑥ (主婦(主夫)の場合)配偶者と子どもの両方、または片方が確認できる書類(②で確認できれば省略可能)
実績報告 (要綱第14条)	⑦ 在住確認書(様式 A)又は社員証明書(様式 B) ⑧ (群馬銀行利用者)金融機関が発行する「奨学ローン利用証明書」(注) (その他の金融機関利用者は、金融機関から直接企画課へ提出されます)
(注) 群馬銀行利用者は、銀行窓口で「奨学ローン利用証明書」の発行手続きをしてください。	

第5 奨学金借入の制限

この奨学金は、1人の奨学生に対し、1人の保護者等が、1つの金融機関から奨学金を借入するものです。複数の保護者等による借入、複数の連携金融機関からの借入はできません。

また、借入上限額を500万円とし、その期間は最長10年間を限度とします。(返済期間とあわせて最大20年)

第6 奨学生の年齢制限

奨学生として本制度の利用者登録ができるのは、登録時に22歳未満の方です。

第7 補助金の概算交付

補助金の交付決定を受けた場合でも概算交付は行いません。

第8 奨学ローンの繰上返済

奨学ローンの繰上返済を行った場合、返済額に対して補助金は交付しません。また、繰上返済を行った年度以降は返済額が無くなるため、補助金は交付しません。

第9 遅延利息

遅延利息等、保護者等の都合により生じた費用について、補助金は交付しません。

第10 補助金への課税

本制度による補助金は、所得税法上の課税所得となります。

第11 事務局

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度の事務局は、下仁田町役場 企画課です。

(令和5年12月1日 改正)